

『預金共通規定』

1. (規定適用取引対象)

この規定は、当組合との預積金〔普通預金(普通預金「無利息型」を含む)、総合口座(普通預金「無利息型」を含む、納税準備預金を以下「要求払預金」といいます。大口定期預金、スーパー定期、変動金利預金、期日指定定期預金、定期積金、通知預金を以下「定期性預金」といいます。)、およびその他の当組合との取引につき、基本的な取扱内容について定めます。

2. (取扱店の範囲)

この預積金は、当店のほか当組合本支店のどこの店舗でも取扱います。

3. (証券類の受入れ)

- (1) この預積金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。定期性預金の場合、小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日(定期積金は払込日)とします。
- (2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかにかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためにとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

4. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預積金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、要求払預金の場合、通帳に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預積金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を預積金元帳から引落とし、通帳の当該受入の記載を取消し、証書は回収し、その証券類は当店で返却します。返却にあたっては、店頭表示の手数料をいただきます。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものに限り、その証券類について権利保全の手続きをします。

5. (届出事項の変更、証書・通帳の再発行等)

- (1) 通帳(または証書)や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当組合に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当組合に過失がある場合を除き、当組合は責任を負いません。
- (3) 通帳(または証書)または印章を失った場合のこの預積金の払戻し、解約または通帳(または証書)の再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。なお、通帳(または証書)の再発行にあたっては、店頭表示の手数料をいただきます。
- (4) 預積金口座の開設等の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当組合所定の方法により当組合に届出てください。

6. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに、成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によってお届けください。また、預金者の補助人、保佐人、後見人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始されたときも、同様に、お届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに、任意後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によってお届けください。

- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前(1)、(2)と同様に当店にお届けください。
- (4) 前(1)～(3)の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店にお届けください。
- (5) 前(1)～(4)の届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

7. (印鑑照合等)

払戻請求書(または証書)、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

8. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預積金、預金契約上の地位その他この取引にかかる一切の権利および通帳(または証書)は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れその他第三者の権利の設定を承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

9. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預積金口座は後記11.(3)のいずれにも該当しない場合に利用することができ、その一つにでも該当する場合には、当組合はこの預積金口座の開設をお断りするものとします。

10. (取引の制限等)

- (1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払い戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (2) 1年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出するものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の全部または一部を制限することができるものとします。
- (4) 前(1)の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払い戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (5) 前(4)に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。

11. (預積金の払戻し、解約、書換継続等)

- (1) この預積金口座を払戻し、解約、書換継続する場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印のうえ通帳とともに(または証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して)当店に提出してください。
- (2) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当組合はこの預積金取引を停止し、または、預積金者に通知することによりこの預積金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかにかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所あてに発信したときに解約されたものとします。

- ① この預積金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預積金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預積金の預積金者が前8（1）に違反した場合。
 - ③ この預積金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 当組合が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または前10（1）もしくは（3）の定めにもとづき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽あることが明らかになった場合
 - ⑤ この預積金がマネー・ローダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑥ 前10（1）～（4）までに定める取引等の制限が1年以上にわたって解消されない場合
 - ⑦ 上記①～⑥までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認の要請に応じない場合
- (3) 前(2)のほか、次の①～③の一つにでも該当し、預積金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預積金取引を停止し、または預積金者に通知することによりこの預積金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預積金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - ア. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - イ. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ウ. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - エ. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - オ. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
 - ③ 預積金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合
 - ア. 暴力的な要求行為
 - イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - エ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を棄損し、または当組合の業務を妨害する行為
 - オ. その他アからエに準ずる行為
- (4) この預積金が当組合が定める一定の期間に預積金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当組合はこの預積金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (5) 前(2)から(4)までによりこの預積金口座が解約され残高がある場合、またはこの預積金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳または証書、および届出の印章を持参のうえ当店に申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
12. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当組合が通知または送付書類を送付した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
 13. (保険事故発生時における預金者からの相殺)
 - (1) この預積金は、当組合に預金保険法に定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務（手数料債務、保証債務を含みます。）と相殺する場合に限り当該相殺額について相殺することができます。定期性預金は、満期日が未到来であっても、期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、この預積金に、預積金者の当組合に対する債務を担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
 - (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - ① 相殺は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、証書式の場合は証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印のうえ、通帳式の場合は当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印のうえ通帳とともに直ちに当組合へ提出してください。ただし、この預積金で担保される債務がある場合には、当該債務が預積金者自身の債務である場合にはその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預積金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前①の充當の指定がない場合には、当組合の指定する順序方法により充當します。
 - ③ 前①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
 - (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限全返済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。
 - (4) 相殺する場合の外国為替相場については当組合の計算実行時の相場を適用するものとします。
 - (5) 相殺する場合において借入金の期限全返済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限全返済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。
 14. (規定の改定)

この規定を改定する場合は、その相当期間前に、改定内容を店頭ポスター、ホームページその他当組合が相当と定める方法にて告知することにより、当該告知に記載された適用開始日から改定後の規定を適用するものとします。

以上
2020年4月1日現在